

岐阜県開発審査会包括承認基準

昭和 59 年 1 月 1 日 適用
平成 6 年 4 月 1 日 改正
平成 7 年 4 月 1 日 改正
平成 10 年 8 月 1 日 改正
平成 13 年 5 月 18 日 改正
平成 14 年 4 月 1 日 改正
平成 14 年 11 月 29 日 改正
平成 15 年 5 月 19 日 改正
平成 18 年 5 月 18 日 改正
平成 20 年 5 月 26 日 改正
平成 22 年 3 月 24 日 改正
平成 30 年 6 月 1 日 改正

都市計画法第 34 条第 14 号及び同法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定する開発行為及び建築行為のうち、その内容が極めて典型的なもの、建築物等の小規模なもの、及び公共の見地から手続きの簡素化、迅速化を要するもので、下記のものについては、あらかじめ開発審査会の議決を経たものと見做し許可するものとする。

なお、この基準に基づいて許可した場合は、直後の開発審査会において、その旨報告するものとする。

記

- 1 【提案基準第 2 号】農家世帯の分家に伴う住宅等
(1) 開発面積（建築物の敷地の全体面積をいう。以下同じ。）が 500 平方メートル以下であるもの
- 2 【提案基準第 3 号】収用対象事業に係る代替建築物等
(1) 予定建築物の用途が専用住宅又は兼用住宅（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二（い）欄第 2 号に該当するもの。以下同じ）であるもの
- 3 【提案基準第 6 号】既存集落におけるやむを得ない自己用住宅
(1) 開発面積が 500 平方メートル以下であるもの
- 4 【提案基準第 8 号】既存建築物の建替等に係る建築物
(1) 予定建築物の用途が自己用の専用住宅又は兼用住宅であるもの
- 5 【提案基準第 8-2 号】既に宅地として造成した土地における建築物の新築行為
(1) ソフトピアジャパン（大垣市）、テクノプラザ 2 期（各務原市）の土地の区域内での建築行為
(2) 岐阜県住宅供給公社が線引き以降に造成を行った分譲団地
- 6 【提案基準第 9 号】災害危険区域等に存する建築物の移転に係る代替建築物等
(1) 予定建築物の用途が自己用の専用住宅又は兼用住宅であるもの
(2) 開発面積が 500 平方メートル以下であるもの
- 7 【提案基準第 11 号】大規模既存集落における開発行為等
(1) 予定建築物の用途が自己用の専用住宅であるもの
(2) 開発面積が 500 平方メートル以下であるもの
- 8 【提案基準第 11-2 号】市街化区域と一体的な大規模既存集落内における開発行為等
(1) 予定建築物の用途が自己用の専用住宅であるもの
(2) 開発面積が 500 平方メートル以下であるもの
- 9 【提案基準第 26 号】既存建築物（農家住宅）に係る建築行為等
(1) 農家住宅として建築されたことが都市計画法あるいは建築基準法の手続き上明確であるもの

- 10 【提案基準第 27 号】既存建築物（分家住宅）に係る建築行為等
 - （1）提案基準第 2 号の「農家世帯の分家に伴う住宅等」の（1）のオに適合するもの
 - （2）農家住宅として建築されたことが都市計画法あるいは建築基準法の手続き上明確であるもの
 - （3）開発面積が 500 平方メートル以下であるもの

- 11 【提案基準第 28 号】建築物等の用途変更等
 - （1）住宅（賃貸住宅等他人に貸すことを目的とした住宅を含む。）として建築されたことが都市計画法あるいは建築基準法の手続き上明確であり、かつ、相当期間手続きどおり使用されたもの
 - （2）開発面積が 500 平方メートル以下であるもの

- 12 【提案基準第 29 号】既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大
 - （1）開発面積が 500 平方メートル以下であるもの

- 13 【提案基準第 30 号】旧提案基準の許可を受けた土地における開発行為等
 - （1）予定建築物の用途が自己用の専用住宅であるもの
 - （2）開発面積が 500 平方メートル以下であるもの

- 14 【提案基準第 34 号】線引き前からの宅地における開発行為等
 - （1）予定建築物の用途が専用住宅であるもの
 - （2）区画が 1 であるもの

- 15 開発許可を受け完了済の土地の再開発行為等
 - （1）公共施設の変更のないもの
 - （2）1 区画の面積が減少しないもの